

小学校における歴史学習の工夫② ~史料の“裏側”を読む~

歴史上の人物の働きによって残された史料には、当時の社会的事象や人物の思い・願いが隠れていることがあります。史料に記されていることから社会的事象について言えることや、分かることは何かを考えること、つまり、史料に示されていることから隠れている社会的背景や事実を推察したり、解明したりすることを、ここでは史料の“裏側”を読むとします。



十七条の憲法の裏側を読めば、聖徳太子の苦労が見えてくる。

今回は、聖徳太子が定めた「十七条の憲法」の史料の読み取りを通して、歴史上の人物（聖徳太子）との対話が生まれる実践例を紹介します。

教科書『新しい社会 6上』（東京書籍）の28頁に、「十七条の憲法」が次のように紹介されています。

◆十七条の憲法◆

- 第1条 人の和を第一にしなければなりません。
- 第2条 仏教をあつく信仰しなさい。
- 第3条 天皇の命令は必ず守りなさい。
- 第12条 地方の役人が勝手に、みつぎ物を受け取ってはいけません。

例えば、「十七条の憲法」では、「人の和を第一にしなければなりません」という条文がなぜ必要だったかを考え、豪族同士の対立や政治の混乱などの時代背景などを捉えることが、史料の“裏側”を読むことになります。これにより、聖徳太子の願いや苦労などに迫ることができます。

上の史料を“裏側”から読むと下の（ ）内の例のようになります。

◆十七条の憲法◆

- 第1条 人の和を第一にしなければなりません。
(⇒ 例：豪族間の争いが絶えなかつたんだな。)
- 第2条 仏教をあつく信仰しなさい。
(⇒ 例：それまでの神道中心から仏教での国づくりを考えていたのだろう。まだ仏教が主流でなかつたんだ。)
- 第3条 天皇の命令は必ず守りなさい。
(⇒ 例：従わぬ豪族がいたんだろう。天皇中心の国づくりを目指していたんだな。)
- 第12条 地方の役人が勝手に、みつぎ物を受け取ってはいけません。
(⇒ 例：目が届かないことをいいことに、自分の利益だけを考えて、勝手なことをしていた役人がいたんだな。)

史料の“裏側”を読ませることで、歴史上の人物との対話が生まれます。